

日中韓 実用新案制度比較表(和文仮訳)

(※英語版は第12回 日中韓特許庁長官会合において了承)

|         |           | 日本   | 中華人民共和国  | 大韓民国  |
|---------|-----------|--|--|---|
| 1. 保護対象 |           | <p>産業上利用することができる自然法則を利用した技術的思想の創作であつて物品の形状、構造又は組合せに係るもの。<br/>(実1~3条)</p> <p>物品:空間的に一定の形を保有したもので、一般に商取引の対象となる自由に運搬可能な商品で使用目的がはっきりしたものは、「物品」と解釈されている。<br/>形状:線や面などで表現された外形的形象<br/>構造:空間的、立体的に組み立てられた構成<br/>組合せ:その物品の二個あるいはそれ以上のものが空間的に分離した形態にあり、独立して一定の構造又は形状を有し使用によりそれらのものが機能的に互いに関連して使用価値を生む場合<br/>(特許・実用新案審査基準第X部第2章3.1)</p>  | <p>実用新案とは、製品の形状、構造又はその組合せに対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。<br/>(専2条2項)</p>   | <p>自然法則を利用した技術的思想の創作で、産業上利用することができる物品の形状・構造または組合せに関するものを指す。<br/>(実2条及び実4条)</p>  |
|         |           | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>プログラムや化学物質、図面等から外形的に判断できない「方法」等を実用新案制度の権利付与対象とすると、第三者による権利内容の判断が困難になる。</p>  | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>実用新案法は製品の形状、構造又はその組合せに関する小発明の保護及び利用を促進し、それにより科学技術の進歩を促進する。<br/>実用新案の保護対象となる主題の範囲は発明専利に比べ狭い。</p>   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>実1条 (目的)<br/>実用新案法の目的は実用的考案を奨励、保護、利用し、それにより技術を改良、発達させ、産業の発展に貢献することである。</p>   |
| 2. 権利期間 |           | <p>実用新案権は、設定登録により発生し、実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から10年をもって終了する。<br/>(実14条、15条)</p>   | <p>実用新案権は公告日から有効となる。<br/>(専40条)<br/>発明専利権の期限は20年とし、実用新案権の期限は10年とする。ともに出願日から起算する。<br/>(専42条)</p>  | <p>実用新案権の存続期間は設定登録がある日より実用新案登録出願日後10年になる日までとする。<br/>(実22条)</p>  |
|         |           | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>早期実施かつ短ライフサイクルの技術を保護することを目的とし、また、出願人の要請及び国際調和の観点から、10年とした。</p>  | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>実用新案権者と公衆の利益の調和を図るため、実用新案権者には実用新案の専用実施権が10年という限られた期間与えられる。<br/>実用新案の保護期間は発明専利に比べ短い。</p>   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>実用新案法は実用新案の権利期間に制限を設け、同時に権利期間が満了した後は一般公衆に自由に実用新案権を行使することを許可することにより、実用新案権者と一般公衆の利益の調和を図るため、実用新案権を一定期間認めることを目的としている。</p>         |
| 3. 法的効果 | 権利内容      | <p>権利者は業として、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸し渡しの申出(譲渡又は貸し渡しのための展示を含む)をする行為をする権利を占有する。<br/>(実2条、16条)</p>  | <p>発明及び実用新案の専利権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、いかなる部門又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産及び事業を目的として、その専利製品について製造、使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならず、その専利方法を使用することできず、当該専利方法により直接獲得した製品について使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならない。<br/>(専11条)</p> | <p>実用新案権者は業としてその登録実用新案を実施する権利を独占する。但し、その実用新案権に関して専用実施権を設定した時には、第28条の規定により準用される「特許法」第100条第2項の規定により専用実施権者とその登録実用新案を実施する権利を独占する範囲内では、この限りでない。<br/>(実23条)</p> |
|         | 高度な注意義務規定 | <p>実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決(第37条第1項第6号に掲げる理由によるものを除く。)が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価(当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第3条第1項第3号及び第2項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第3条の2並びに第7条第1項から第3項まで及び第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。)に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。(実29条の3)</p> | <p>なし。</p>   | <p>なし。</p>  |
|         |           | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>無審査制度において、瑕疵ある権利を濫用することのないよう、より慎重な判断の下に権利を行使(警告を含む)しなければならないため。</p>   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>実用新案権者の権利は発明専利権者の権利と同様である。実用新案権者は自らの実用新案の専用実施権を有する。</p>   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>実用新案権者より専用使用許諾を受けた被許諾者(ライセンシー)は、その登録の範囲内で事業として実用新案を実施する権利を有する。</p>   |

|         |   |  |  |  |
|---------|---|--|--|--|
| 3. 法的効果 | <p>侵害行為の刑事罰</p> <p>詐欺行為の刑事罰</p> <p>虚偽表示の刑事罰</p> | <p>侵害は5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金(実56条)</p> <p>(特許:10年以下の懲役若しくは1000万円以下:特196条)</p> <p>詐欺行為、虚偽表示は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(実57、58条)</p> <p>(特許:3年以下の懲役又は300万円以下の罰金:特197、198条)</p> | <p>専利を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利管理行政部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の4倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は20万円以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>(専63条)</p> <p>侵害行為や他の犯罪について、刑事罰や補償条項は、発明専利と同様。</p> | <p>実用新案権または専用実施権を侵害した者は、7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>第1項の罪は告訴がなければ公訴を提起できない。</p> <p>(実45条)</p> <p>第44条の規定により準用される「特許法」第224条第1号ないし第3号の規定に違反した者は、3年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>(実48条)</p> <p>詐偽その他不正な行為で実用新案登録または審決を受けた者は、3年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>(実49条)</p> |
|         |   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;</p> <p>実用新案はその根本において小発明を保護するものであるため、実用新案においては特許よりも罪が軽い。</p>   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;</p> <p>実用新案と発明専利において侵害行為や他の犯罪について定めている条文に違いはないが、実際には人民法院が専利権の種類、侵害行為の性質や状況等の要因に基づき被害又は犯罪を判断することができる。</p>  | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;</p> <p>実用新案権及び専用実施許諾は国により実用新案を保護し、その使用を促進するために定められている。しかしながら実用新案権及び専用実施許諾を適切に保護し使用するためには、その権利を国民に与えるのみでは不十分である。さらにそれらの制度が侵害された場合、予防策が必要である。その意味において実用新案法はいかなる制度侵害も民法に基づき責任を追及し、また権利保護を促進するものである。</p>  |
|         |   | <p>過失の推定</p>   | <p>なし。</p> <p>権利者が侵害者に対して損害賠償を請求する際には、民法709条に基づき、相手方の故意又は過失を立証する必要がある。</p> <p>特許法には過失の推定規定がある。</p> <p>(特103条)</p>  | <p>なし。</p>   |
| 4. 審査過程 | <p>登録前の実体審査</p>                                 | <p>なし。</p>   | <p>なし。</p>   | <p>①実用新案登録出願は審査請求がある時に限りこれを審査する。</p> <p>②実用新案登録出願がある時には、何人も、その日より3年以内に特許庁長にその実用新案登録出願に関して出願審査の請求をすることができる。但し、実用新案登録出願人の場合には、実用新案登録請求範囲が記載された明細書が添付されたときに限り出願審査の請求をすることができる。</p> <p>(実12条)</p>  |
|         |   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント(無審査登録制度を採用する理由)&gt;</p> <p>早期に実施される技術を保護するため。</p>   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント(無審査登録制度を採用する理由)&gt;</p> <p>実用新案出願に対して迅速で低価格な審査を提供するため。</p>  | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;</p> <p>実体審査は審査請求があった出願に実施している。審査請求制度は実用新案登録の出願の滞りを減らすことを目的に、出願の公開制度と共に導入された。すべての実用新案登録出願を登録する必要はなく、他人の出願が登録されることを防止するための手段としての防衛出願や技術の変更、競争相手との関係の変化等により登録の必要のない出願もある。</p>  |

|              |                 |   |  |   |
|--------------|-----------------|---|--|---|
| 4. 審査過程      | 審査手続            |   | 1. 出願受理;<br>2. 分類付与;<br>3. 初歩審査;<br>4. 登録;<br>5. 公告;   | 特許審査と同様。  |
|              | 組織              | <b>基礎的要件の審査:</b><br>1. 審査推進室(実用新案業務班)<br>・資料分類調査員(3名)が、基礎的要件のプレチェックを行う。<br>・実用新案業務班の班員(2名)が手続補正指令の起案内容の確認およびその他の調整を行う。<br>2. 特許審査部<br>特実審査官(4名)が、基礎的要件の審査を行う。<br><br><b>方式審査:</b><br>方式審査課が実施(特実で区別はない)<br><br><b>実用新案技術評価書</b><br>特許審査部が作成(特実で区別はない) | 国家知識産権局の実用新型審査部  | 特許審査官と同様。                                       |
|              | 審査待ち時間          | ・補正書を含め、毎週およそ200件を審査している。<br>・出願から登録までは最短で7週間。<br>(なお、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書についての自発補正期間として、出願日から1月の期間が認められている)。   | 4~5月 (初歩審査過程);<br>2~3月 (公告までの待ち期間)   | 韓国特許庁における審査待ち期間は特許と同様の期間。年平均審査待ち期間は2011年で16.8月。 |
| 5. 実用新案技術評価書 | 権利行使時の技術評価書提示義務 | 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。<br>(実29条の2)  | 関連規定はない。<br>ただし、実務上、実用新案権者は、侵害訴訟のための人民法院における裁判手続において、専利権評価報告書を提供しなければならない。   | なし。<br>(実体審査において評価されているため)                      |
|              | 技術評価書の請求人適格     | 何人も可能。<br>(実12条)  | <b>実用新案権者又は利害関係者</b><br>(専利法実施細則56条)<br><br>「利害関係者」とは、人民法院に訴訟を提起する権利を有する又は専利管理行政部門に処理を求める権利を有する者を指す。例えば、専利実施独占許諾契約の被許諾人と専利権者に起訴権を付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人など。 | -   |
|              |                 | <法制度趣旨及びコメント><br>権利の有効性に係る第三者監視負担の軽減のため。  | <法制度趣旨及びコメント><br>評価報告は人民法院や行政部門が意見聴取や専利侵害係争において証拠として扱うために使われる。それは専利が有効であるか否かの正式な決定ではない。いかなる組織又は個人でも専利の評価報告を閲覧又は複写することができる。                               | -   |

|              |              |   |  |   |
|--------------|--------------|---|--|---|
| 5. 実用新案技術評価書 | 技術評価書の請求回数制限 | 制限なし。(何度でも請求可能)   | 1回のみ。複数の請求人が実用新案に対する同一の専利権について専利権評価報告を請求する場合、SIPOは評価報告を1部だけ作成する。(専利法実施細則57条)   | - |
|              |              | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>         評価書には【請求人の意見】欄が設けられており、評価書に納得できない当事者は、既に作成された評価書に対する意見を付して再度評価請求を行うことが可能であるため、当事者に対するより納得性の高い評価書の作成につながることが期待される。</p> <p>また、実用新案技術評価書を提示した後でなければ権利行使を認めないところ、実用新案権は請求項ごとに権利行使が可能であるため、実用新案技術評価の請求は請求項ごとに行うことができる。また、実用新案権の設定登録後、実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過するまでの間、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正が可能である。したがって、実用新案技術評価請求が1回しかできない等の回数制限を設けてしまうと、権利行使のための実用新案技術評価請求(実用新案法第29条の2)が行えない場合が生じる可能性があり問題が生じ得るため、回数制限を設けていない。</p> | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>         実用新案の評価報告の作成をSIPOに請求できるのは、実用新案権者及び利害関係者のみである。通常、実用新案権者及び利害関係者はその権利に不利な証拠や意見を述べたり提供したりしないものである。実用新案の評価報告を取り扱う部門が報告に間違いを見つけた場合、自発的に報告を訂正することが可能である。請願者が評価報告に訂正する必要がある誤りがあると考えた場合、報告の訂正を請求できる。訂正された評価報告は適時に請願者に送付される。評価報告が作成された後は他の者がそれを閲覧又は複写することができる。</p> | - |
|              | 技術評価書の内容     | <p>－刊行物又は電気通信回線を通じた公知に基づく新規性<br/>         －刊行物又は電気通信回線を通じた公知に基づく進歩性<br/>         －拡大先願、先願(特許出願も含む)<br/>         に関する実用新案登録の要件に係る規定についての実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価(実12条)</p>  | <p>実用新案の専利権評価報告書は、以下のものを含む。<br/>         (1)不特許事由<br/>         (2)実用新案の客体に該当するか<br/>         (3)実用性<br/>         (4)明細書の十分な開示<br/>         (5)新規性<br/>         (6)進歩性<br/>         と、実用新案が専利法26条4項、33条、9条、専利法実施細則20条2項、43条1項の規定に合致するか。<br/>         (専利審査指南第5部分第10章3.2.1)</p>                | - |
|              |              | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>         特許庁が、当事者間で判断のつきにくい先行技術文献等との関係における新規性等の有無の判断のための客観的な判断材料を、請求により提供するため。<br/>         なお、権利の効力を左右するものではない。</p>   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>         専利権の有効性を専利権者又は裁判所(法院)に理解させるために、専利権評価報告は当該実用新案が新規性及び進歩性だけでなくすべての実体的要件と一致しているかどうかを分析・評価する。</p>   | - |
|              | 公衆への公開       | 誰でも閲覧可能。オンラインでも閲覧可能。  | いかなる組織又は個人でも専利権評価報告を閲覧又は複製することができる。(専利法実施細則57条)  | - |
|              |              | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>         権利の有効性に係る第三者監視負担の軽減のため。</p>   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>         いかなる組織又は個人でも専利権評価報告を閲覧し実用新案専利の有効性を把握することができる。</p>  | - |

|                        |                     |   |   |   |
|------------------------|---------------------|---|---|---|
| 6. 情報提供制度              |                     | 何人も、実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に対して刊行物等の情報を提供することができる。<br>(実用新案法施行規則22条)<br>審査官は、評価書の作成時において利用可能となっている情報提供の内容について十分に検討する。(特許・実用新案審査基準第X部第1章6.(2))   | 関連規定はない。<br>ただし、実務上、もし第三者が提供した情報が存在する場合、その情報は審査過程又は専利権評価報告書の作成過程において考慮される。  | 特許出願がある時には、誰でもその特許出願が拒絶理由に該当し、特許されることができないという趣旨の情報を証拠と共に特許庁長に提供することができる。<br>(特63条の2)  |
|                        |                     | <法制度趣旨及びコメント><br>評価書作成の的確性及び迅速性の向上のため。  | <法制度趣旨及びコメント><br>出願の審査又は評価報告の作成をより客観的、正確かつ時宜を得て行うために、審査官は実務にて第三者が提供した情報を考慮する。   | <法制度趣旨及びコメント><br>情報の提供とは、一般公衆が特許できない物品に実用新案権が付与されることを防ぐために行う審査過程を示す。この制度は当該物品に特許性がない理由を知っている者にその正確な理由を提供することを許可することにより、審査の品質向上に貢献している。  |
| 7. 実用新案における進歩性の判断基準    |                     | 実用新案登録出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基いてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。<br>(実3条2項)<br><br>文献公知考案に基づく進歩性については、…特許出願の進歩性に関する審査基準に示される判断手法に準じて判断する。<br>(特許・実用新案審査基準第X部第1章4.(2))             | 進歩性(創造性)の意味するところは、発明では、先行技術と比較して突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、実用新案では、実質的特徴と進歩を有することである。進歩性(創造性)要件における実用新案と発明の違いは、主に、先行技術に対して技術的教示が存在するか否かである。先行技術に対して技術的教示が存在するか否かの定義において、実用新案は、発明と2つの点で異なる。;引用先行技術の技術分野と、引用先行技術の数である。 | ①産業上利用することができる物品の形状・構造または組合に関する考案で、次の各号のいずれか1つに該当するものを除いては、その考案に対して実用新案登録を受けることができる。<br>1.実用新案登録出願前 に国内または国外で公知にされたか、または公然に実施された考案<br><br>2.実用新案登録出願前 に国内または国外で頒布された刊行物に記載されるか、または大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆が利用可能 になった考案<br><br>②実用新案登録出願前 にその考案が属する技術分野で通常の知識を持った者が第1項各号 のいずれか1つに規定された考案により極めて容易に考案することができるものである時には、その考案に対しては第1項の規定にかかわらず実用新案登録を受けることができない。<br>(実4条) |
|                        |                     | <法制度趣旨及びコメント><br>創設時、外国技術に比較して我が国の技術水準は低く、改良技術が中心であったことにかんがみ、産業政策上、特許法の保護対象とならない小発明を保護するために条文上の差異が設けられた。しかし、条文上の差は、そもそも定量的に分界線を設けられる性質のものではなく、実用新案法制定時から出願傾向が大きく変わり、実態上は特許制度と実用新案制度との間に、出願され審査される技術に実態上の差はほとんどなくなったため、現在では大きな差異はない。 | <法制度趣旨及びコメント><br>実用新案制度は二番手の保護制度であり、発明専利制度を補完するものである。それは進歩性の水準が発明専利の水準に達していない小発明又は改良発明を保護する。故に法律は実用新案の進歩性水準を発明専利の水準よりも低く定めている。  | <法制度趣旨及びコメント><br>実用新案法第4条第2項の趣旨は、当業者が容易に創作することができる物品を実用新案登録させないことである。先行技術に比べ全く進歩性を含まない物品に実用新案登録を許すことは実用新案制度の目的に反するものであり、発明者に専用使用権を与えるのみならず、第三者が技術を利用することを制限することにより技術進歩も妨げるからである。  |
| 8. 特許と実用新案の同時出願、及び出願変更 | 特許と実用新案の同時出願        | 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めたいの出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。(特39条4項)。この規定により登録実用新案が無効となった場合は、当該実用新案権は、はじめからなかったものとみなされる。<br>(実41条で準用する特125条)                                      | 同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する。但し、同一の出願者が同日中に同様の発明創造について実用新案専利を出願し、同時に発明専利を出願した場合、先に取得した実用新案専利権が終了する以前において、出願者が当該実用新案専利権の放棄を宣言したものは発明専利権を付与することができる。<br>(専9条)  | 同一の考案について同日に2以上の実用新案登録出願がある時には、実用新案登録出願人の協議により定められた一人の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。協議が成り立たないか、または協議をすることができない時には、いずれの実用新案登録出願人もその考案について実用新案登録を受けることができない。<br>(実7条2項)  |
|                        | 特許出願の実用新案登録出願への出願変更 | 可能。<br>ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から3月を経過した後又はその特許出願の日から9年6月を経過した後は、この限りでない。<br>(実10条)   | 不可。<br>しかし、出願者が発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から12月以内に、SIPOに同様の内容について専利を出願する場合、優先権を受けることができる。(専29条);出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なす。<br>(専利法実施細則32条3項)  | 特許出願人は、その特許出願の出願書に最初に添付した明細書または図面に記載された事項の範囲内で、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。但し、その特許出願に関して最初の拒絶決定謄本の送達を受けた日より30日を経過した時には、実用新案登録出願に変更することができない。<br>(実10条)   |

|  |                          |  |   |   |
|--|--------------------------|--|---|---|
|  | <p>実用新案登録出願の特許出願への変更</p> | <p>可能。<br/>ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。<br/>(特46条)</p>   | <p>不可。<br/>しかし、出願者が発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から12月以内に、SIPOに同様の内容について特許を出願する場合、優先権を受けることができる。(専29条);出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なす。<br/>(専利法実施細則32条3項)</p> | <p>実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲内で、その実用新案登録出願の特許出願に変更することができる。但し、その実用新案登録出願に関して最初の拒絶決定謄本を送達された日より30日が経過した時には、特許出願に変更することができない。<br/>(特53条)</p>             |
|  | <p>実用新案登録に基づく特許出願</p>    | <p>可能。<br/>ただし、次に掲げる場合を除く。<br/>(i) その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年を経過したとき;<br/>(ii) その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者から実用新案技術評価の請求があったとき。<br/>(iii) その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る実用新案法第13条第2項の規定による最初の通知を受けた日から30日を経過したとき。<br/>(iv) その実用新案登録について請求された実用新案法第37条第1項の実用新案登録無効審判について、同法第39条第1項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。<br/>(実46条の2)</p> | <p>不可。<br/>しかし、出願者が発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から12月以内に、SIPOに同様の内容について特許を出願する場合、優先権を受けることができる。(専29条);出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なす。<br/>(専利法実施細則32条3項)</p> | <p>不可。</p>  |
|  |                          | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>変更については、出願人が、出願形式(特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願)の選択を誤ったり、もとの出願を出願した後に事業計画を変更した等の理由により、出願後に他のより有利な出願形式に改めたいと考える場合が生ずることがある。そこで、出願の変更を認め、新たな出願はもとの出願の時にしたものとみなすものである。<br/><br/>実用新案登録に基づく特許出願については、実用新案権を取得した後に技術動向等の状況が変化した場合に、同一の技術の特許権取得を選択しうる制度として、実用新案登録出願の特許出願に変更可能としている。</p>   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>同一の発明に対し権利の二重付与は許されていない。第9条の規定は出願人に早期に実用新案権を得て、早期に発明を保護することを許可している。その後出願人は同じ発明に対して発明特許を得るために実用新案を放棄することができる。</p>                           | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>出願変更は原出願の出願日を保ちながら、原出願をより有益な出願に変更することを目的としている。出願変更するのは出願人が先願主義の下急いで出願したため間違えて出願手続き(特許、実用新案)を取ってしまった場合、特許制度を誤解してしまった場合又は出願の主題を特定することが困難であった場合である。</p> |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>9. 明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書の補正可能な期間</p> | <p>願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書については実用新案出願から1月以内。その他は特許庁に係属している限り可能。<br/>(実2条の2、実用新案法施行令1条)</p>  | <p>実用新案専利の出願人は、出願日より2月以内に、実用新案専利出願を自発的に補正することができる。<br/>(専利法実施細則51条)<br/>出願人は、審査意見通知書を受領した場合、当該通知書で審査官による指定された期間内に当該通知書で通知された瑕疵を補正しなければならない。この指定期間は、一般的に2月であるが、場合により1月である。</p>  | <p>特許出願人は、第42条第5項各号による期限まで、または第66条による特許決定の謄本を送達する前まで特許出願書に添付された明細書又は図面を補正することができる。但し、第63条第1項による拒絶理由通知(以下“拒絶理由通知”という)を受けた後には次の各号で定める期間(第3号の場合にはそのとき)にのみ補正することができる。<br/>(実11条で準用する特47条)</p>  |
|   | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>登録前の補正可能な期間を出願日から1月以内と制限したのは、補正可能な期間中は権利の内容を定める明細書及び図面が確定しないため、登録を待つ必要があり、この期間を長期にわたり認めることとするとそれだけ登録が遅れ、早期権利保護という制度趣旨に反するため。</p>                        | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>審査実務の効率を確保するために、本規定は出願人が出願を補正する期間を限定している。出願が係属中の際、出願人は審査官からの通知に従い指定期間内に出願を補正する必要がある。</p>  | <p>&lt;法制度趣旨及びコメント&gt;<br/>明細書や図面の補正制度は、同じ考案に対し最初に実用新案出願した出願人に実用新案権が付与されるという先願主義の下急いで出願した実用新案登録出願の際に生じる明細書の不完全な部分に対応するためであり、また出願人の権利を保護する対策を講じるためである。<br/><br/>出願後指定期間内に又は規定された条件の下に明細書が補正された場合、補正は元の出願日に遡って効力を有する。<br/><br/>その一方で、審査開始後に補正が行われた場合、審査結果が無効になったり審査が遅延する可能性がある。従って補正は審査が円滑に進むように審査開始前に自由に行うものとする。ただし拒絶理由通知の発送後には、補正期間は審査過程の遅延を防止するために厳しく制限されている。さらに補正後に明細書又は図面に記載されていなかった考案が追加された場合、新たに追加された内容は元の出願日に遡って不当に効力を有することになる。これは先願主義に反しており第三者に予期せぬ損害を与えかねない。よって補正の範囲は厳しく制限されている。</p> |
| <p>10. 出願の分割</p>                          | <p>実用新案登録出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の考案を包含する実用新案登録出願の一部を一又は二以上の新たな実用新案登録出願とすることができる。<br/>一願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするとき。(出願から1月:実用新案法施行令1条)<br/>(実11条で準用する特44条)</p> | <p>一つの実用新案専利出願に二つ以上の考案が含まれる場合、出願人は専利法実施細則54条1項に規定する期限が満了するまでに、SIPOに分割出願を申し出ることができる。<br/>(専利法実施細則42条)<br/>出願人は、SIPOから原出願に対して専利権を付与する旨の通知書を受領した日より2ヶ月の期間の経過前までに分割出願を提出しなければならない。前記期限が満了した後、或いは原出願が却下され、或いは原出願が取り下げられ、又は原出願が取下げとみなされかつその権利が回復されなかった場合は、一般的に分割出願を再び提出することができない。<br/>(専利審査指南第1部分第1章5.1.1)</p> | <p>実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲内で、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。但し、その実用新案登録出願に関して最初の拒絶決定謄本を送達された日より30日が経過した時には、特許出願に変更することができない。<br/>(実11条で準用する特53条及び実33条で準用する特132条の3)</p>   |
| <p>11. 新規性喪失の例外</p>                       | <p>実用新案登録を受ける権利を有する者の意に反して公知になったもの、また、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知になったものは、公知にならなかったとみなす。(2012年4月1日以降に出願された出願が該当)<br/>(実11条で準用する特30条)</p>  | <p>特許を出願する発明創造について、出願日前6か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。<br/><br/>(一)中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。<br/>(二)規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合。<br/>(三)他者が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。<br/>(専24条)</p>  | <p>①実用新案登録を受けることができる権利を持った者の考案が、次の各号のいずれか1つに該当する場合にはその日より12ヶ月以内に実用新案登録出願をすれば、その実用新案登録出願された考案に対して第4条第1項または第2項の規定を適用する時、その考案は第4条第1項各号のいずれか1つに該当しないものとみなす。<br/><br/>1.実用新案登録を受けることができる権利を持った者により、その考案が第4条第1項各号のいずれか1つに該当するようになった場合。但し、条約または法律により国内または国外で出願公開または登録公告等により、その考案が第4条第1項各号のいずれか1つに該当するようになった場合は除く。<br/><br/>2.実用新案登録を受けることができる権利を持った者の意思に反してその考案が第4条第1項各号のいずれか1つに該当するようになった場合<br/>(実5条)</p>  |